

# 入院時の食事の負担額について

入院時の食事代について、健康保険法の規定に基づき、2026年6月1日より1食550円となります。ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病の方などは負担額が異なります。

区分	負担額（1食）
① 一般の方	550円
② 住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	270円
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方など	130円

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。

那須北病院 病院長

